

事例番号:320255

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 5 日

0:39 陣痛発来で搬送元分娩機関に入院

4) 分娩経過

妊娠 39 週 5 日

1:08 B 群溶血性連鎖球菌 (GBS) 陽性のため、抗菌薬投与

1:12 胎児心拍数陣痛図で基線細変動消失、徐脈が出現

3:10 子宮破裂疑いで母体搬送となりアナフィラキシーショックの診断で当該分娩機関に入院

3:58 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 5 日

(2) 出生時体重:2600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析: pH 7.15、BE -8.2mmol/L

(4) アプガースコア:生後 1 分 4 点、生後 5 分 5 点

(5) 新生児蘇生:人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 新生児仮死、痙攣疑い、低酸素性虚血性脳症

(7) 頭部画像所見:

生後 14 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

脳性麻痺発症の原因は、妊娠 39 週 5 日の抗菌薬使用による妊産婦のアナフィラキシーショックのために子宮胎盤循環不全を生じ、一時的に胎児の脳の低酸素や虚血をきたしたことによる中枢神経障害であると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠経過中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩診機関

ア. 妊娠 39 週 5 日、搬送元分娩機関受診時の対応(内診、分娩監視装置装着、入院としたこと)は一般的である。

イ. 1 時 8 分、GBS 陽性のため抗菌薬(合成ペニシリン製剤)を投与したことは一般的である。

ウ. 1 時 12 分、診療録の記載によると、抗菌薬使用後に妊産婦が痒みを訴え

たため行った以降の処置(抗菌薬使用中止、輸液点滴投与、酸素投与)は一般的な対応であるが、この点については「家族からみた経過」との齟齬があり、評価できない。

エ. 1時25分、胎児心拍数低下に対して帝王切開の方針としたことは一般的である。

オ. 1時55分、妊産婦の血圧低下に対して昇圧剤を投与したことは一般的である。

カ. 1時55分、妊産婦のショック状態に対して、自院での帝王切開を行わず高次医療機関に母体搬送すると判断したことは選択肢のひとつである。

(2) 当該分娩診機関

ア. 妊娠39週5日、搬送入院後の対応(内診、血液検査、分娩監視装置装着、超音波断層法実施等)は一般的である。

イ. 入院時の胎児心拍数陣痛図において異常波形を認めず、内診所見から経膣分娩の方針としたことは一般的である。

ウ. 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

エ. 胎盤病理組織学検査を行ったことは適確である。

3) 新生児経過

出生後の蘇生(酸素投与、バッグ・マスクによる人工呼吸)、および当該分娩機関NICUへ入院としたことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

アレルギーの既往がある妊産婦の抗菌薬使用については、慎重に行うことが望まれる。

【解説】日本化学療法学会の「抗菌薬投与に関連するアフラキシー対策のガイドライン」による抗菌薬静脈内投与の際の重要な基本的注意事項によると、特に抗生物質等によるアレルギー歴は必ず確認し、投与に際しては、必ずショック等に対する救急処置のとれる準備をして

おき、特に投与開始直後は注意深く観察することが勧められている。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

GBS 陽性妊産婦に対する抗菌薬投与で引き起こされるアフライキシーショックの予防・予知は未だに確立されていない。これらの研究の推進が望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。